

Ⅱ 業務の概要

II 業務の概要

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条第 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の申請に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う精神保健福祉に特化した専門機関である。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号））

「精神保健福祉センター運営要領」（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

1 企画立案

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

政令市の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(3) 事業内容

ア 政策形成に関する会議への出席

会議名	主催	R5 出席回数
岡山市障害者施策推進協議会	保健福祉局障害福祉課	1 回

イ 審議会

○ 岡山市精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、市条例で設置する。精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議し、意見具申する。

精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者等により構成されている。

- ・設置年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- ・委員数 12 人（平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 15 人以内）
- ・開催状況 1 回／年度

○ 岡山市精神障害者地域支援対策審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること及び、精神障害者の地域生活を支える施策について、専門的見地での評価等を行う機関として、専門職、関係機関の代表等により構成している。

- ・設置年月日 平成 23 年 4 月 1 日
- ・委員数 10 人（平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 15 人以内）
- ・開催状況 0 回（令和 2 年度以降）

○ 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、地域における依存・嗜癖関連問題対策について、専門的見地での評価等について協議する機関として、専門知識を有する医師等により構成している。

- ・設置年月日 平成 23 年 4 月 1 日
- ・委員数 12 人（平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 15 人以内）
- ・開催状況 1 回／年度

○ 岡山市思春期精神保健福祉審議会

岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例の規定に基づき、思春期精神保健関連事業について専門的見地から協議・評価する機関として、専門的知識を有する専門職、関係機関の代表等により構成している。

- ・設置年月日 平成 23 年 4 月 1 日
- ・定数 15 人以内
- ・開催状況 0 回（平成 25 年度以降）

2 技術指導及び技術援助

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉を推進するため、保健所、保健センター及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 事業内容

ア 複雑困難事例等関係機関への支援実績

（令和 4 年度）

	技術指導・援助													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	0	105	54	1	0	0	0	31	2	21	0	0	336	550
市町村	0	26	2	0	5	0	14	2	1	8	1	0	37	96
福祉事務所	0	5	8	2	6	0	0	19	6	27	0	0	120	193
医療施設	0	1,021	14	3	11	0	6	10	25	107	0	0	307	1,504
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	1
障害者支援施設	0	13	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	15	31
社会福祉施設	0	10	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	16
その他	3	454	53	7	9	1	6	96	137	110	1	0	511	1,388
実施件数	3	1,634	131	13	31	1	28	162	173	274	2	0	1,327	3,779

*精神疾患と診断されている者に関する相談は「その他」に計上する

(令和5年度)

	技術指導・援助													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	0	137	29	1	7	0	0	54	14	10	0	0	231	483
市町村	2	8	43	1	10	0	3	13	17	41	0	0	43	181
福祉事務所	1	10	3	0	6	1	0	10	8	32	0	0	71	142
医療施設	1	1,053	45	2	15	0	1	37	23	156	0	0	276	1,609
介護老人保健施設	0	1	0	0	2	0		0	0	0	0	0	4	7
障害者支援施設	0	12	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0	36	55
社会福祉施設	0	8	3	0	0	0	0	14	0	2	0	0	2	29
その他	23	666	78	9	48	1	4	25	250	124	0	0	488	1,717
実施件数	27	1,895	202	13	89	2	8	155	315	366	0	0	1,151	4,223

*精神疾患と診断されている者に関する相談は「その他」に計上する

イ 庁内との連携

内 容	担 当 課
岡山市市民協働推進本部会議	市民協働企画総務課
地域共生ワーキンググループ	保健福祉企画総務課
岡山市自殺対策連絡協議会	保健管理課
岡山市退院後支援担当者連絡会	健康づくり課
地域精神保健福祉連絡会	健康づくり課
地域別精神保健福祉連絡会	各保健センター
岡山市障害者施策推進協議会	障害福祉課
岡山市寄り添いサポートセンター支援ネットワーク連絡会議	生活保護・自立支援課
岡山市生活保護受給者等就労準備支援事業委託業者選考委員会	生活保護・自立支援課
成年後見センター権利擁護支援検討会議	福祉援護課
岡山市再犯防止推進連絡会	福祉援護課
岡山市発達障害者支援地域協議会	発達障害者支援センター
岡山市子どもを守る庁内ネットワーク	こども福祉課
岡山市要保護児童対策地域協議会市代表者会議	こども福祉課

岡山市子ども・若者支援地域協議会	地域子育て支援課
岡山市人権施策推進本部幹事会	人権推進課
DV対策庁内ネットワーク会議	女性が輝くまちづくり推進課
岡山市犯罪被害者等支援庁内連絡会議	生活安全課

ウ 関係機関との連携

内 容	機 関 名
岡山市日常生活自立支援事業契約締結審査会	岡山市社会福祉協議会
岡山市障害者自立支援協議会全体会	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会運営会議	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会精神保健部会	岡山市障害者自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会東部地域部会	岡山市障害者自立支援協議会東部地域部会
岡山市障害者自立支援協議会南西地域部会	岡山市障害者自立支援協議会南西地域部会
岡山市障害者自立支援協議会中央・北地域部会	岡山市障害者自立支援協議会中央・北地域部会
岡山県精神保健福祉協会理事会	岡山県精神保健福祉協会理事会

エ 国・県関係との連携、会議等への参加

内 容	機関名・会議主催者
全国精神保健福祉センター長会・同大都市部会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神保健福祉センター長会 常任理事会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会
全国精神医療審査会連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会
全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター 所長会議	全国精神保健福祉センター長会・全国精神医 療審査会連絡協議会
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 担当者会議	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
全国自殺対策主管課長等会議	いのち支える自殺対策推進センター
地域自殺対策推進センター連絡協議会	いのち支える自殺対策推進センター
ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会
ひきこもり対策推進事業関係 都道府県・指定都市担当者会議	ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会
中国四国精神保健福祉センター長会・ 同主管課担当者合同会議	中国・四国地方の県・政令市の精神保健福祉 センターで持ち回り
中国四国薬物中毒対策連絡会議	厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
アルコール健康障害対策及び依存症担当者会議	依存症対策全国センター
都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議	依存症対策全国センター

岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会	岡山県健康推進課
岡山県アルコール健康障害対策連携会議	岡山県健康推進課
おかやま子ども・若者サポートネット実務者会議	岡山県男女共同参画青少年課
岡山県依存症対策推進協議会	岡山県精神科医療センター
岡山県依存症対策推進協議会治療支援 コーディネーター部会	岡山県精神科医療センター
岡山県医療観察制度運営連絡協議会	岡山保護観察所
岡山県医療観察制度ケア会議	岡山保護観察所
薬物からの回復のための岡山県地域支援連絡協議会	岡山保護観察所
心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	岡山地方裁判所
地域援助推進協議会	岡山少年鑑別所

3 人材育成

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
（昭和 64 年 1 月 5 日健医発第 3 号厚生省保健医療局長通知）
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和 60 年 6 月 18 日健医発第 727 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

保健所、保健センター、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術水準の向上を図る。

(3) 事業内容

ア 研修実績

【令和 4 年度】

	研修名	開催日	受講者数	対象	内容
ひきこもり対策事業	ひきこもり支援従事者研修会	R4.9.22 13:30~15:50 オンライン研修	41 人	ひきこもり支援に携わっている支援者	講演：「ひきこもる人と暮らす家族の支援～CRAFTを活用して～」 講師：宮崎大学教育学部教授 境 泉洋 氏
依存症対策事業	アルコール依存症支援者専門研修	第 1 回 R4.7.28 13:30~16:00 オンライン	33 人	保健所、保健センター、地域包括支援センター、福祉事務所等の職員 等	講義：「アルコールに関連する知識とそれをどう生かすか？」 講師：ハートランドしぎさん 医師 長 徹二 氏
		第 2 回 R4.9.21 10:00~12:00 ピュアリティまきび	32 人		講義：「アルコール依存症の理解と支援」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 宋 龍平 氏 体験発表：岡山県断酒新生会 当事者
		第 3 回 R4.10.20 13:30~16:30 ピュアリティまきび	35 人		講演：援助を拒む人への面接法動機づけ面接法によって「変わらない人」を「変わる人」に変える 事例検討：「事例を通じて動機づけ面接について考えてみる」 講師：市ヶ谷みぎわ心のクリニック 医師 後藤 恵 氏

		第4回 R4.11.17 13:30～16:30 ピュアリティまきび	31人		講義：CRAFT を活用したアルコール依存症家族支援 講師：林道倫精神科神経科病院 精神保健福祉士 上村 真実 氏 体験発表：岡山県断酒新生会家族会 家族
依存症対策事業	事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修	R4.6.29 19:00～20:30 オンライン	90人	一般医療機関・アルコール専門病院の医師及びコメディカルスタッフなど	事例提供： 「オンラインでのD to P with Dで内科から専門医療機関受診につながった4例」 事例提供者： てらだ内科クリニック 内科医 寺田 亮 氏 岡山県精神科医療センター 精神科医 宋 龍平 氏
	一般医療機関アルコール専門研修	R5.1.11 19:00～20:30 会場：ピュアリティまきび (ハイブリッド)	91人	市内医療保健福祉関係者	講演「内科医によるアルコール低減外来の実際」 講師：筑波大学大学院 人間総合科学研究科 疾患制御医学専攻 齋藤 剛 氏
	薬物依存基礎研修	R4.11.15 14:00～16:30 会場：ピュアリティまきび	31人	医療、保健、福祉、教育、警察、消防等の関係機関職員	講義：「薬物依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 体験発表： 「薬物依存症回復者の立場から」 講師：特定非営利活動法人 岡山 DARC 当事者 「薬物依存症家族の立場から」 講師：岡山家族会びあ 家族
	ギャンブル依存症基礎研修	R4.12.6 14:00～16:30 会場：ピュアリティまきび	30人	医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関職員	講義：「ギャンブル依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 体験発表：「ギャンブル依存症回復者の立場から」 講師：GA 岡山 当事者
精神障害者地域支援システム整備事業	地域移行支援・定着支援事業研修会	R4.9.6 10:30～12:00 オンライン開催	55人	岡山市内の精神科病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健所、保健センター、相談支援事業所に勤務する職員	事例紹介 発表者：地域サポートセンター仲よし 向所 優希 氏 居宅介護支援事業所おもしろ安東 雅子 氏 こころの健康センター 藤井 真弥

		R5.2.17 15:00～16:30 会場：岡山県精神科医療センター (ハイブリッド)	56人	岡山市内の精神科病院、相談支援事業所、保健所、保健センターに勤務する職員	実践報告会 講師：井口野間病院 渋田 厚子 氏 こころの健康センター 山口 智絵
児童思春期対策事業	思春期精神保健専門研修会	R4.8.2 14:00～15:30 オンライン開催	41人	医療、保健、福祉、教育等、思春期精神保健に関わる機関の職員	講演：「子どもたちとゲーム・ネット・スマホ・デジタル機器とのつきあい方を考える」 講師：愛知県医療療育総合センター中央病院 児童精神科医 吉川 徹 氏
自殺対策推進事業	自殺予防のための支援者研修会	R4.12.23 13:30～15:30 会場：ピュアリティまきび	46人	教育、医療、保健、福祉等の関係機関職員	講演：「若年者の自殺予防の基礎知識」 講師：福岡大学医学部精神医学教室 精神科医 衛藤 暢明 氏
普及啓発事業	こころの健康講演会	R5.3.3 13:00～14:30 オンライン開催 (オンデマンド配信)	53人 (112人)	岡山市民、岡山市内の精神医療保健福祉関係者および教育関係者	【基調講演】 「こころを元気にする3つのC」 講師：認知行動療法研修センター 理事長 大野 裕 氏

【令和5年度】

	研修名	開催日	受講者数	対象	内容
ひきこもり対策事業	ひきこもり支援従事者研修会	R5.9.25 13:00～15:00 ピュアリティまきび	47人	ひきこもり支援に携わっている支援者	講演：「ひきこもりのミカタ」 講師：山梨県峡東保険福祉事務所 芦沢 茂喜 氏
児童思春期対策事業	思春期精神保健専門研修会	R5.8.2 13:30～15:30 会場：ピュアリティまきび	63人	医療、保健、福祉、教育等、思春期精神保健に関わる機関の職員	講演：「不登校・ひきこもり・家庭内暴力への対応」 講師：筑波大学医学医療系社会精神保健学 教授 斎藤 環 氏

自殺対策推進事業	自殺予防のための支援者研修会	R5.10.11 18:00～20:30 会場：岡山県精神科医療センター サンクトホール	29人	地域医療に従事するかかりつけ医師、救急、消防、警察、教育医療、保健、福祉、司法等の関係機関職員	講演：「地域医療に従事するかかりつけ医師のための研修・こころの連携指導料(I)要件研修」 講師：札幌医科大学医学部神経精神医学講座 主任教授 河西 千秋 氏
依存症対策事業	アルコール依存症支援者専門研修	第1回 R5.7.6 13:30～15:30 ピュアリティまきび	35人	保健所、保健センター、地域包括支援センター、福祉事務所等の職員	講義：「アルコールに関連する知識とそれをどう生かすか？」 講師：ハートランドしぎさん 医師 長 徹二 氏
		第2回 R5.9.12 10:00～12:00 ピュアリティまきび	35人		講演：「アルコール依存症の理解と支援」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 宋 龍平 氏 体験発表：岡山県断酒新生会 当事者
		第3回 R5.11.9 13:30～16:30 ピュアリティまきび	30人		講義：「アルコール依存症・乱用への援助 動機付け面接法「やめたい」けど「飲みたい」人たちを援助するには」 講師：市ヶ谷みぎわ心のクリニック 医師 後藤 恵 氏
		第4回 R5.11.29 13:30～16:30 ピュアリティまきび	27人		講演：「CRAFT を活用したアルコール依存症家族への理解と支援」 講師：藍里病院 医師 吉田 精次 氏 体験発表：岡山県断酒新生会 家族会 家族
依存症対策事業	事例に学び事例でつながる アルコール専門研修	R5.12.15 19:00～20:30 会場：岡山協立病院 (ハイブリッド)	41人	一般医療機関・アルコール専門病院の医師及びコメディカルスタッフなど	事例提供 「D to P with D で内科からつながった専門医療機関受診を中断するも総合病院との連携で断酒に至った事例」 事例提供者： 岡山協立病院 内科医 板野 靖雄 氏 岡山県精神科医療センター 精神科医 宋 龍平 氏
	一般医療機関アルコール専門研修	R5.8.29 19:00～20:30 会場：ピュアリティまきび (ハイブリッド)	66人	市内医療保健福祉関係者	情報提供 「DPD によるオンライン専門医派遣について」 事例提供者： 岡山県精神科医療センター 精神科医 宋 龍平 氏 動画解説・ディスカッション 「内科医による SBIRT の実際～SBIを中心に～」 解説：

					岡山市こころの健康センター 所長 太田 順一郎 ディスカッション： SBIRT ワーキンググループメンバ ー
	一般医療機関アルコール専門研修	R6.2.20 19:00～20:30 会場：ピュアリ ティまきび (ハイブリッド)	78 人	市内医療保健福祉関係者	講演：「会って話して動く気にする～アルコール治療から始まり日常診療にも活かせる動機づけ面接～」 講師：大石クリニック 精神科、昭和大学横浜市北部病院 禁煙外来 加濃 正人 氏
	薬物依存基礎研修	R5.10.20 9:30～12:00 会場：ピュアリ ティまきび	29 人	医療、保健、福祉、教育、警察、消防等の関係機関職員	講演：「薬物依存症を取り巻く現状と基礎知識」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 体験発表： 「薬物依存症回復者の立場から」 講師：特定非営利法人岡山 DARC 当事者 体験発表： 「薬物依存症家族の立場から」 講師：岡山家族会びあ 家族
	ギャンブル依存症基礎研修	R5.11.17 14:00～16:30 会場：ピュアリ ティまきび	16 人	医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関職員	講演：「ギャンブル依存症に向き合う人としての出会い方」 講師：岡山県精神科医療センター 医師 橋本 望 氏 講演：「ギャンブル依存症と借金問題」 講師：岡山パブリック法律事務所 弁護士 林 知子 氏
精神障害者地域支援システム整備事業	地域移行・地域定着支援事業研修会	R5.12.1 13:30～16:30 会場：ピュアリ ティまきび	58 人	岡山市内の精神科病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健所、保健センター、相談支援事業所に勤務する職員	講演：「65歳を迎えて～介護保険制度の現状と支援のあり方について～」 講師：ひかり薬局介護相談事務所 内藤 さやか 氏 事例紹介：「切れない絆を一緒につむぐ～障害福祉サービスと介護保険サービスの併用をした事例」 発表者：地域サポートセンター仲よし 早見 加代子 氏 相談支援センター鹿田 奥田 真由美 氏 ケアメイトエール 塩田 由紀子 氏 こころの健康センター 山口 智絵

		R6.3.8 13:30～15:00 会場：河田病院	29人	岡山市内の精神科病院、訪問看護ステーション、相談支援事業所、保健所、保健センターに勤務する職員	実践報告会 講師：河田病院 小引 知美 氏 こころの健康センター 松本 奈乙美
普及啓発事業	こころの健康講演会	R5.7.21 13:00～15:00	135人	岡山市民、岡山市内の精神医療保健福祉関係者および教育関係者	【基調講演】 「子どもたちはゲームやインターネットの世界で何をしているんだろう？」 講師：医療法人仁誠会 大湫病院 児童精神科 関 正樹 氏

イ 講師派遣

【令和4年度】

依頼者	開催日	受講者数	対象	演題	講師
岡山市教育委員会 指導課	R4.4.25	180人	市内幼・小・中・高の危機管理担当者	「自殺予防について」	保健師
大塚製薬株式会社 (後援：岡山市)	R4.11.14	57人	医療関係者	「アルコール健康障害における早期治療介入を考える」	精神保健福祉士
岡山市障害福祉課	R5.2.6	24人	岡山市障害者差別解消支援地域協議会委員	「こころの健康早期支援事業について」	心理判定員

【令和5年度】

依頼者	開催日	受講者数	対象	演題	講師
岡山市教育委員会 指導課	R5.4.24	185人	市内幼・小・中危機管理担当者	「自殺予防について」	保健師
岡山市基幹相談 支援センター	R5.10.10	76人	ケアマネジャー、福祉関係者、介護事業所従事者	「退院するまでに必要な連携とは」	精神保健福祉士
岡山県人権擁護委員 連合会	R5.11.13	9人	高齢者・障がい者人権委員	「こころの健康を取り戻すための支援」	精神保健福祉士・ピアサポーター
岡山市東地域 愛育委員連絡会	R5.12.13	50人	愛育委員連絡会委員、保健師	「こころの健康と地域活動における大切なこと」～自殺予防対策の視点から～	精神保健福祉士

4 普及啓発事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
(昭和 64 年 1 月 5 日健医発第 3 号厚生省保健医療局長通知)
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和 60 年 6 月 18 日健医発第 727 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び保健センターが行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(3) 事業内容

ア パンフレット・リーフレット等の作成（108 ページ参照）

無料アルコール出前講座「おいしくお酒を飲むための教室」PR 用チラシ	依存症 対策事業
アルコール関連問題啓発週間ポスター	
ギャンブル依存症相談カード	
処方薬・市販薬依存症相談カード	
覚せい剤依存症相談カード	
アルコールセルフチェック及び専門医療機関等紹介パンフレット	
依存症相談機関リーフレット	
オンライン専門医派遣 案内チラシ	
岡山アルコール依存症早期支援ネットワークの活動報告	
自殺対策推進センター相談窓口啓発カード	自殺 対策事業
おか・ここ・ネット(自殺対策専用ホームページ)ポスター	
相談窓口一覧リーフレット	
岡山市こころの健康センターだより第 14 号・第 15 号	センター だより

イ その他の普及啓発

自殺予防週間（9月）及び月間（3月）パネル展（保健所健康づくり課と共催）

アルコール関連問題啓発週間（11月）パネル展（保健所健康づくり課と共催）

レディオMOMO（岡山シティエフエム）

年度	放送日	テーマ
R4	5月10日	こころの健康センターにおけるギャンブル依存症対策について
	1月3日	自立支援医療費(精神通院医療)と精神障害者保健福祉手帳
R5	5月9日	自死遺族 わかちあいの会について
	1月2日	自立支援医療費(精神通院医療)と精神障害者保健福祉手帳

5 調査研究

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉活動の推進、並びに精神障害者の社会復帰の促進、及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、市及び関係機関が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(3) 調査内容

ア 学会発表一覧（論文・資料は 44 ページ参照）

年度	学会名	演題名・発表者
R4	第 118 回 日本精神神経学会	精神保健福祉法 一次の法改正を見据えてー 太田 順一郎
	2022_IACAPAP (国際児童青年学会)	The Law Related to Mental Health and Welfare of the Person with Mental Disorder from a Child' s Rights Point of View 太田 順一郎
	第 58 回 全国精神保健福祉センター研究協議会	令和 3 年度岡山市こころの健康に関する市民意識調査ー相談先の選択とストレスコーピングにおける性差ー 奥平 菜穂子
	第 58 回 全国精神保健福祉センター研究協議会	岡山市こころの健康センターの地域移行支援・地域定着支援事業における地域定着支援の現状ー地域定着支援により対象者が主身体性を取り戻していく事例からー 山口 智絵
R5	第 119 回 日本精神神経学会	統合失調症事例の精神鑑定 ー未治療のケースー 太田 順一郎
	第 119 回 日本精神神経学会	精神保健福祉センターのアウトリーチ支援活動 太田 順一郎
	第 119 回 日本精神神経学会	こころの健康に関する市民意識調査（令和 3 年度岡山市）ー相談先の選択とストレスコーピングにおける性差ー 太田 順一郎
	2023_ASCAPAP (アジア児童青年学会)	The Law Related to Mental Health and Welfare of the Person with Mental Disorder from a Child' s Rights Point of View 太田 順一郎
	2023_アルコール・薬物依存関連学会	アディクション問題に保健師はどのようにかかわるのか 岡山市依存症対策における保健師活動の魅力 松本 奈乙美
	第 63 回 中国・四国精神神経学会	精神科当事者の権利保護 強制入院制度に今後の見直しと問題点 太田 順一郎

イ 調査研究一覧

年度	テーマ	担当
R4	厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 「措置通報および措置入院の実態に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働行政推進調査事業費補助金 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究 「精神障害者の権利擁護に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
R5	厚生労働省依存症治療・相談拠点設置事業 調査研究事業 「保護観察の対象となった薬物依存者のコホート調査システムの開発と その転帰に関する研究」	研究協力者 太田 順一郎
	厚生労働省科学研究 「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制における 入院医療による支援のための研究」	研究協力者 太田 順一郎

6 精神保健福祉相談事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条並びに第47条第1項、第2項及び第5項
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）
- ・心の健康づくり推進事業実施要領（昭和60年6月18日健医発第727号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものについて心の健康相談から、精神科医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール・薬物、思春期等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

(3) 業務内容

相談及診療は精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び診療で、複雑又は困難なケースを対象とする。

一般医療機関では取組みにくい領域を対象とした専門相談を設けており、「依存症相談」「思春期相談」「自死遺族専門相談」がある。

ア 相談

◆ 専門相談

予約制。精神科医等の専門職が対応する。

内 容	令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数
依存症相談	60	223	88	360
思春期相談	4	29	9	44
自死遺族相談	4	26	11	135

◆ こころの電話相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	計
	R4	21	1	64	11	57	8	36	632	70	4	73	2,693
R5	33	1	56	20	44	12	24	715	363	4	61	2,782	4,115

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

◆ 来所相談

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	延人数合計	実人数
	R4	0	6	40	2	114	9	29	48	35	0	0	1,073	1,356
R5	1	3	114	8	135	30	37	96	86	7	1	1,313	1,831	379

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

◆ 訪問

区分 年度	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	こころの健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他※	延人数合計	実人数
	R4	1	219	70	0	14	0	12	75	26	0	0	1,106	1,523
R5	4	387	56	0	27	0	7	114	52	0	0	1,106	1,758	270

※ 「老人精神保健」から「うつ・うつ状態」までに該当しない精神保健福祉に関する相談・支援（ひきこもり含む）

イ 診療（外来診療・往診）

精神保健関係機関からの要請等により、精神科医が対応する。

<診療・往診の内訳>

区分 年度	診察		往診	
	実人数	延人数	実人数	延人数
R4	52	463	30	513
R5	67	469	37	603

(実人数)

	R4	R5
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	1
F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害	6	10
F2 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	31	43
F3 気分（感情）障害	9	11
F4 神経症障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	8	7
F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	0
F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	22	23
F7 精神遅滞（知的障害）	0	0
F8 心理的発達の障害	5	8
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	0	0
F99 精神障害、他に特定できないもの	1	1
合計	82	104

7 その他事業

● 精神障害者地域支援システム整備事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

(2) 概要

「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を進めるため、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に取り組むとともに、こころの健康センターの専門職員が病院を訪問し、病院職員と協力して退院意欲向上支援に取り組む。さらに、病院から地域生活への退院支援を併せて実施して、地域への定着支援を推進する。

(3) 内容

ア 地域移行・地域定着支援事業

○ 精神科病院でのグループ活動

精神科病院への長期入院などにより退院意欲が低下している入院患者を対象に、病院やピアサポーターと協働してグループワークを行った。

	病 院 数	実施回数	参加人数 (延)	企画会議 実施回数
令和4年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 中止			
令和5年度	1	1	3	—

○ 地域移行・地域定着支援

精神科病院に入院中の精神障害者に対して、病院や関係機関と協力して、退院に向けた支援及び、退院後地域で暮らしを持続するための支援を実施した。実施にあたっては、地域生活をしているピア・サポーターとの交流や地域施設の見学、外泊体験など社会資源の活用を行った。

		対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳	
				面接・外出支援 ・TEL・WEB	関係機関 と連絡
R4	移行	73	1,395	357	1038
	定着	10	424	146	278
R5	移行	63	1,588	433	1,155
	定着	11	607	230	377

○ 精神障害者地域交流会

入院中の患者を対象に、交流会を開催している。地域で生活しているピアサポーターと交流したり、社会資源等の見学、地域の支援者との交流を行ったりすることで退院後の地域生活をイメージできるよう働きかけを行っている。

【令和4年度】

	第1回	第2回	第3回
実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
会場			
内容			
参加者数			

【令和5年度】

	第1回	第2回	第3回
実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
会場			
内容			
参加者数			

イ 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業

地域生活の維持・継続が困難となっている精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域支援を行っている。

年度	対象者数 (実)	支援回数 (延)	支援内容内訳				
			訪問	面接	診察 往診	機関相談	電話
R4	35	626	180	11	82	181	172
R5	20	421	118	10	40	142	111

ウ 岡山市精神病院入院患者実態調査

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者を把握し、岡山市こころの健康センターにおける地域移行支援事業推進のための基礎資料とするために、平成29年度から、岡山市内で病床を有する精神科の8病院に対し実施している。の病状と医師が判断する退院の可能性等を調査している。

年度	長期入院患者数 (1年以上)	受け入れ条件が整えば 退院可能な患者数
R4	1,269	342
R5	1,107	340

● 依存症対策推進事業

(1) 根拠法令

- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・ギャンブル等依存症対策基本法
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
(昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知)
- ・依存症総合相談支援事業実施要項（平成29年6月13日障発0613第2号）

(2) 概要

アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存の問題を抱える当事者、家族及び支援担当者に対し、助言、情報提供など支援の充実を図るとともに効果的な依存症対策を推進する。また、岡山市こころの健康センターでは、平成30年4月に「岡山市依存症対策推進センター」を標榜した。

(3) 内容

ア 職域依存症対策推進事業

壮年期の習慣飲酒者に早期に介入し依存症への移行を予防するため、アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」を作成し、市内事業場において実施するとともに、産業保健分野との連携によりその普及を図る。

○アルコール依存症予防早期介入実践プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」の実施

年度	プログラムA (初期介入プログラム) 講義+グループワーク			フォローアップ (継続的介入プログラム) グループワーク			プログラムB 講演のみ(1時間)		
	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数	事業場数	回数	人数
R4	1	1	5	0	0	0	4	4	392
R5	3	3	15	1	1	3	4	4	220

イ 一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業

一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、一般医療機関を受診するアルコール関連問題を有する患者を、より早期にアルコール専門治療や支援に導入するためのネットワークシステムを構築する。

	令和4年度		令和5年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
アルコール依存症早期支援ネットワーク会議	3回	38人(延)	2回	28人(延)
事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修	1回	90人	1回	41人
一般医療機関アルコール専門研修	1回	91人	2回	144人

ウ ギャンブルからの回復支援プログラム (OCAT-G*)

ギャンブルの問題で悩みを抱えている当事者がギャンブル依存症に関する正しい知識や対応方法を学ぶため、1クール全5回で実施した。

年度	参加者数	
	実	延
令和4年度	12人 (集団10人、個別2人)	30人
令和5年度	3人 (集団3人)	9人

*OCAT-G

Okayama City Addiction Recovery Training Program For Gambling Disorder の略
島根県立心と体の相談センターの SAT-G のテキストを活用

● 地域自殺対策推進センター事業

(1) 根拠法令

- ・自殺対策基本法(平成18年6月成立、平成28年3月改正)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)
- ・地域自殺予防情報支援センター運営事業の実施について
(平成21年3月27日付け障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(2) 概要

全国では毎年2万人を越える人が、岡山市においては毎年100人前後の人が自殺で亡くなっている。国では、自殺対策基本法の制定や自殺総合対策大綱を策定し、国、地方自治体、関係団体、民間が広く連携しながら自殺対策に取り組むこととしている。岡山市こころの健康センターでは、H27年4月に「岡山市自殺予防情報センター」(H29年4月より自殺対策推進センター)を開設し、自殺の危機要因を複数もつハイリスク者に対する相談支援を救急病院等と連携し行うとともに自死遺族支援及び支援者の人材育成等を行っている。

(3) 内容

ア 相談支援

対応事例数(実)

	R4	R5
新規	49	44
継続	50	43
計	99	87

支援件数(延)

	R4	R5
電話	812	511
面接	262	65
訪問	197	118
関係機関からの相談	266	254

イ 機関連携

○巡回訪問

		R4	R5
救急外来	病院数	13	13
	回数	18	13

ウ 弁護士派遣

年度	派遣回数
R4	0
R5	2

エ 特別相談会（暮らしとこころの相談会）

年度	開催回数	参加者数	
		実	延
R4	2	17	17
R5	2	24	24

オ 自死遺族支援

○わかちあいの会

年度	開催回数	参加者数	
		実	延
R4	10	10	15
R5	14	16	37

カ 人材育成

○自殺予防のための支援者研修会

年度	開催回数	参加者数
R4	1	46
R5	1	29

○自殺予防対策ゲートキーパー研修

年度	講師派遣回数	受講者数（延）
R4	0	0
R5	0	0

キ グループ活動

○うつ病のための認知行動療法（CBT）

1クール全8回

対象：①うつ病またはうつ病に類する疾患により精神科・心療内科に通院中の方
（統合失調症・双極Ⅰ型障害によるうつ状態は除く）

②継続した参加ができる程度に病状や生活リズムが安定している方

③主治医がプログラムへの参加に同意している方

年度	実施回数（クール）	受講者数	
		実	延
R4	2	12	96
R5	2	5	40

● ひきこもり地域支援センター事業

(1) 根拠法令

- ・生活困窮者自立支援法(平成 25 年度法律第 105 号)
- ・生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱

(2) 概要

ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にして、より支援に結びつきやすくすることを目的に、ひきこもりに特化した相談窓口である「岡山市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する。

岡山市ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人や家族等への支援を実施する。

(3) 内容

ア 相談支援

➤ 支援件数 (延)

	来所面接	訪問	電話相談 (専用電話含む)	手紙・メール
令和 4 年度	730	310	1,138	227
令和 5 年度	809	310	1,065	206

➤ 専用電話相談 (延)

相談者の種別	本人	家族	関係者	その他	不明	総数
令和 4 年度	20	79	12	2	0	113
令和 5 年度	37	90	5	2	4	138

対象者性別	男性	女性	不明	総数
令和 4 年度	84	23	6	113
令和 5 年度	84	41	13	138

➤ 新規相談 (実)

相談者の種別	本人	家族	本人+家族	関係者	その他	不明	総数
令和 4 年度	9	28	5	0	1	0	43
令和 5 年度	10	19	5	0	0	0	34

対象者性別	男 性	女 性	総 数
令和4年度	36	7	43
令和5年度	28	6	34

対象者年齢	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総 数
令和4年度	5	17	10	7	4	0	43
令和5年度	3	20	10	0	1	0	34

ひきこもり期間	6ヶ月未満	.6ヶ月～1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	総 数
令和4年度	1	1	11	8	7	14	1	43
令和5年度	6	7	9	1	5	6	0	34

活動範囲	令和4年度	令和5年度
就労または就学・非ひきこもり	4	0
未就労・未就学・友人関係あり・地域活動参加	1	4
未就労・未就学・友人関係なし・外出可能	10	9
夜間・近所など条件付で外出可能	20	17
外出不可・家庭内では自由に活動可能	7	2
自室内に閉じこもり	1	1
その他	0	0
不明	0	1
総 数	43	34

相談経路	令和4年度	令和5年度
広 報	1	0
保 健 所	4	0
市 町 村	3	1
警 察	0	0
医療機関	4	1
福祉機関	1	1
教育団体	0	0
民間団体	0	0
そ の 他	16	31
不 明	14	0
総 数	43	34

イ 小集団活動（居場所・就労支援・社会参加応援）

【目的】 人と関わることに難しさを抱える対象者が安心して作業できたり、自然に対人交流することによって成功体験をつくことを目的とし、平成26年度より実施している。これまで、社会参加の試行段階は、一部委託事業として実施していたが、令和4年度より直営で行っている。

【令和4年度】

利用者数（実）

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	12	6	4	0	0	23
女性	0	1	3	0	0	0	4
合計	0	13	9	4	0	0	27

開催日数と利用者数

活動内容	開催日数	利用者数	
		実	延
フリースペース	62	12	56
ミーティング形式	2	6	9
レクリエーション形式	37	14	136
屋外活動	7	10	25
就労体験	25	21	82
その他（コミュニケーション訓練）	15	11	52
その他（就労準備訓練）	21	14	60

【令和5年度】

利用者数（実）

	～10代	20代	30代	40代	50代	不明	合計
男性	0	11	6	5	0	0	22
女性	0	1	2	0	0	0	3
合計	0	13	8	5	0	0	25

開催日数と利用者数

活動内容	開催日数	利用者数	
		実	延
フリースペース	66	16	124
ミーティング形式	6	7	28
レクリエーション形式	57	20	232

屋外活動	16	13	75
就労体験	12	13	47
その他（コミュニケーション訓練）	16	12	72
その他（就労準備訓練）	18	10	59

ウ 家族教室

【目的】 ひきこもりの子どもがいる家族を対象に教室を開催し、ひきこもりの子どもに対する理解を深め、子どもとの関わりについて考える機会とする。また、家族同士が交流し、エンパワメントする場とする。令和2年度より講義形式ではなく、家族の集いとして自由に話せる場となる事を目的に開催。参加家族の満足度も高かったため、試験的に令和3年度より定例会として実施している。令和5年度は家族の集いとは別に、家族のティータイムと名付け、よりリラックスして語れる場として場所を変え、職員が話し合いに入らない形式を試験的に開催。

【対象】 ひきこもり支援センターを利用している家族

【実施内容】

○家族の集い

- 令和4年度 4回実施 延参加人数 45人
- 令和5年度 4回実施 延参加人数 28人

○家族のティータイム

- 令和5年度 3回実施 延参加人数 6人

エ 人材育成

- 令和4年度 ひきこもりピアサポーター 4人登録 派遣回数：4回
- 令和5年度 ひきこもりピアサポーター 4人登録 派遣回数：7回

➤ ひきこもり支援従事者研修

令和4年度 開催回数：1回 参加者数：41人
令和5年度 開催回数：1回 参加者数：47人

● 児童・思春期精神保健対策事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領

（昭和64年1月5日健医発第3号厚生省保健医療局長通知）

(2) 概要

思春期は心身の変化が著しく、子どもから大人へと少しずつ成長していく時期であり、自意識のめばえや人間関係の複雑化などによって悩みが多くなることもある。場合によっては、苦しさや辛さからこころの健康を保てなくなることがある。

また、精神的に不安定な時期にある思春期の子どもの問題行動が多く発生しており、不登校やひきこもり、家庭や学校での暴力など、問題は複雑・多様化していることから、児童思春期精神保健対策を推進し、子どもの成長発達を支援する。

(3) 内容

ア 思春期精神保健相談

年度	実数	延回
令和4年度	4人	29回
令和5年度	9人	44回

イ こころの健康早期支援事業

市内の中学生が精神疾患に対する正しい知識を習得することで、その誤解や偏見を防止し、更に、自らが精神的不調や疾病を抱えた際に早期に専門医療や相談支援に結びつくことを目的として、教師が精神疾患をテーマに授業を行っている。

- 人権教育での取り組み（授業）

人権教育の中で精神疾患について学び、正しい知識を得ることを目的に授業を実施する。

- 実践評価検討会

精神科医、教育委員会、学校関係者などで学習内容などの評価検討を行う。

- 専門相談

精神疾患の疑いのある生徒に関して生徒自身やその家族、または教員に対し、精神科医などを派遣し専門相談を実施する。

年度	実施回数	実数
令和4年度	1回	403人
令和5年度	3回	315人

*R4年度は市内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員を対象にeラーニングにて実施。

*R5年度は市内の高等学校の生徒、教職員、小学校の教職員を対象に各1回実施。

○学校説明会

令和4年度 0件

令和5年度 0件

ウ 人材育成

○ 研修

・思春期精神保健専門研修会

令和4年度 開催回数：1回 参加者数：41人（オンライン研修）

令和5年度 開催回数：1回 参加者数：63人

8 組織育成

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条
- ・精神保健福祉センター運営要領（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号厚生省保健医療局長通知）

(2) 趣旨

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このためセンターは、精神保健福祉に関する民間団体等の組織育成に努めるとともに、保健所、保健センター並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(3) 業務内容

	名 称	内 容
断酒会	NPO 法人 岡山県断酒新生会・家族会	会作成の会報誌やリーフレットをセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼
	NPO 法人 おかやま たけのこ会・家族会	
DARC	岡山ダルク	会作成の会報誌やリーフレットをセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼、施設見学、ミーティングへの参加
薬物依存家族会	家族会ぴあ	研修会への講師依頼
GA	GA 岡山グループ	会作成のミーティング案内をセンター窓口へ配置・配布、研修会への講師依頼、ミーティングへの参加
ギャンブル依存症家族会	ギャマノン	会作成のリーフレット等をセンター窓口へ配置・配布
	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会	会作成のリーフレット等をセンター窓口へ配置・配布

9 精神医療審査会

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 2 項第 3 号、第 12 条～第 15 条、第 38 条の 3 及び第 38 条の 5
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
- ・岡山市精神医療審査会運営要綱

(2) 趣旨

精神医療審査会（以下、「審査会」という）は精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している患者の入院の適否、処遇等について、専門的かつ独立的に審査を行う機関である。審査会は業務の専門性に配慮するとともに、審査の客観性、独立性の一層の確保を図るため、その事務等は精神保健福祉センターにおいて行うものとされている。

(3) 業務の概要

岡山市精神医療審査会は 6 つの合議体からなり、1 合議体当たりそれぞれ医療委員（精神保健指定医）2 名、法律家委員（弁護士）2 名、有識者委員 1 名（精神保健福祉士又は保健師）の 5 名、合計 30 名で構成されている。また、合議体に属さない予備委員は、令和 5 年度末で合計 10 名（医療委員 4 名、法律家委員 1 名、有識者委員 5 名）となっている。

審査会は①精神科病院から提出される措置入院者定期病状報告書、医療保護入院者入院届及び医療保護入院者定期病状報告書（以下「定期の報告等」という。）の審査、②精神科病院の入院患者からの退院請求及び処遇改善請求（以下「退院等の請求」という）の審査を行う。

ア 審査会の開催回数

【全体会議】

全体会議は、各合議体の審査基準等の調整等を行う会議であり、原則として年 1 回開催する。

	開催回数	主な議題
令和 4 年度	1 回	医療保護入院者退院支援委員会への本人の参加率が低調な病院が見受けられるため、可能な限り本人の参加を図ってもらうよう各病院へ周知することとした。
令和 5 年度	1 回	・医療保護入院の主病名がギャンブル障害等の場合の入院適否について議論し、他の依存症と同様主病名としては認めないこととした。 ・令和 4 年改正精神保健福祉法の内容について共有を行った。

【合議体】

定期の報告等や退院等の請求の審査は、各合議体の会議において行う。合議体の審査結果は、審査会の決定となる。

令和 4 年度・・・30 回 令和 5 年度・・・30 回

イ 審査件数

令和4年度	件数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	12	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1076	0	0
医療保護入院者の入院届	2991	0	0
退院請求	80	0	3
処遇改善請求	15	0	0
令和5年度	件数	うち「入院又は処遇は不適当」	うち「他の入院形態への移行が適当」
措置入院者定期病状報告	13	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1008	0	0
医療保護入院者の入院届	3024	0	0
退院請求	77	0	2
処遇改善請求	17	0	0

※件数は疑義照会等で継続審査とした件数も含む

平成22年度からは、退院等の請求を行った患者に対して弁護士による権利擁護を受ける権利があることを書面にて告知（意見聴取の実施通知書に弁護士会（リーガルエイド岡山）の電話番号を記載）しており、又、患者、家族及び代理人である弁護士による合議体の会議での意見の陳述も実施している。

	令和4年度	令和5年度
弁護士である代理人がついた退院等の請求	0件	0件
患者・家族及び代理人による意見陳述の実施	2件	0件



10 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第23号）第6条第4項
- ・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について
（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について
（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱
（平成18年3月3日障発第03030002号厚労省障害保健福祉部長通知）
- ・岡山市こころの健康センター条例（平成20年市条例第93号）第6条

(2) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

(3) 業務の概要

精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を、精神保健福祉に造詣の深い医師8名で構成される岡山市自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会（以下「審査委員会」という）において行っている。

当センターでは、申請窓口である保健センターで受理した申請書の送達を受け、審査委員会に付議、審査結果に基づき精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）を発行している。

ア 精神障害者保健福祉手帳

◆審査件数（年24回（毎月2回）審査委員会開催）

※毎月1回の開催であったが、申請件数の増大に対応するため令和4年11月から毎月2回開催している。

精神障害者保健福祉手帳を障害年金証書等により申請する場合は審査委員会への付議を要さず、当センターから年金事務所等へ障害等級、傷病名等を照会することで、判定を行っている。

診断書		令和4年度	令和5年度
審査件数	総件数	2,590	2,843
	うち新規（再登録含む）	800	832
	うち更新	1,780	2,004
	うち等級変更	10	7
結果	承認	2,478	2,741
	不承認	41	30
	審査保留※	71	72

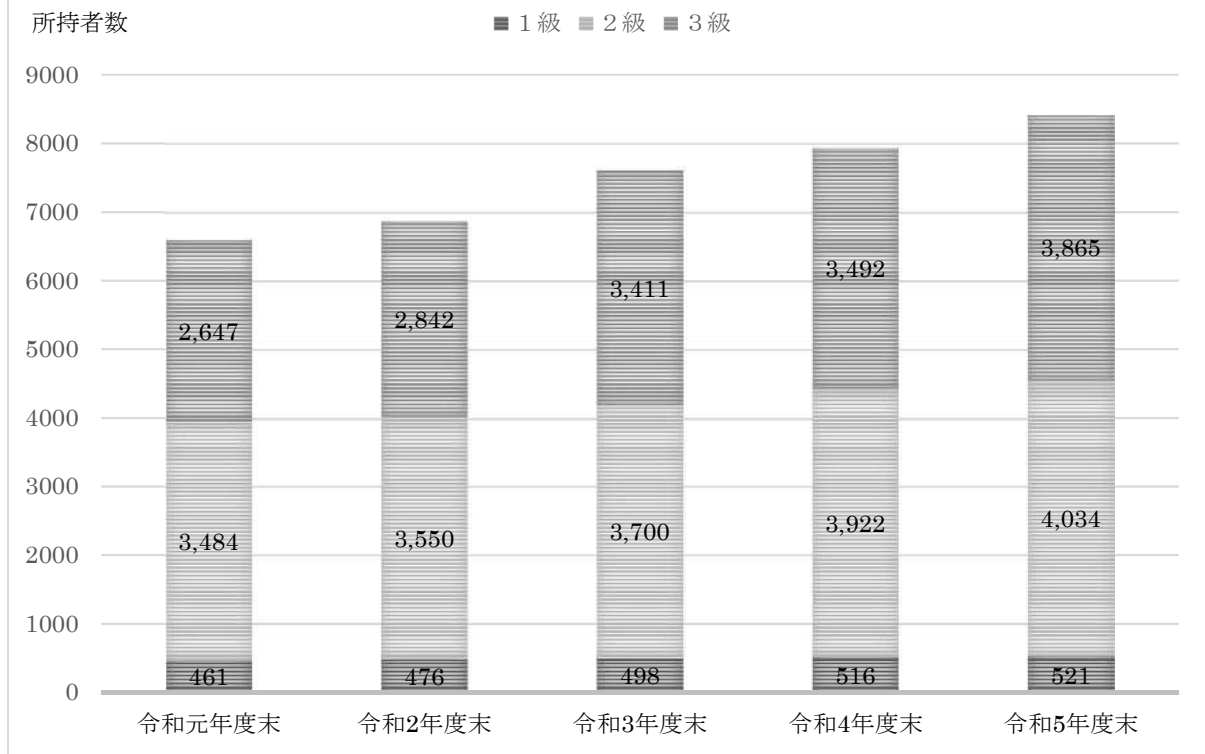
※審査保留は延べ件数

年金証書		令和4年度	令和5年度
申請件数	総件数	1,250	1,371
	うち新規（再登録含む）	205	212
	うち更新	1,021	1,126
	うち等級変更	24	33
結果	承認	1,236	1,361
	不承認	14	9
	審査保留※	0	1

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
1級	461	476	498	516	521
2級	3,484	3,550	3,700	3,922	4,034
3級	2,647	2,842	3,411	3,492	3,865
合計	6,592	6,868	7,609	7,930	8,420

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



イ 自立支援医療費（精神通院医療）

◆ 審査件数（年12回（毎月1回）審査委員会開催）

		令和4年度	令和5年度
審査件数	診断書要件数	7,178	6,345
	うち新規	2,170	2,122
	うち更新	5,008	4,223
	診断書不要件数	4,976	5,993
結果	承認	12,041	12,244
	不承認	7	7
	審査保留※	106	87

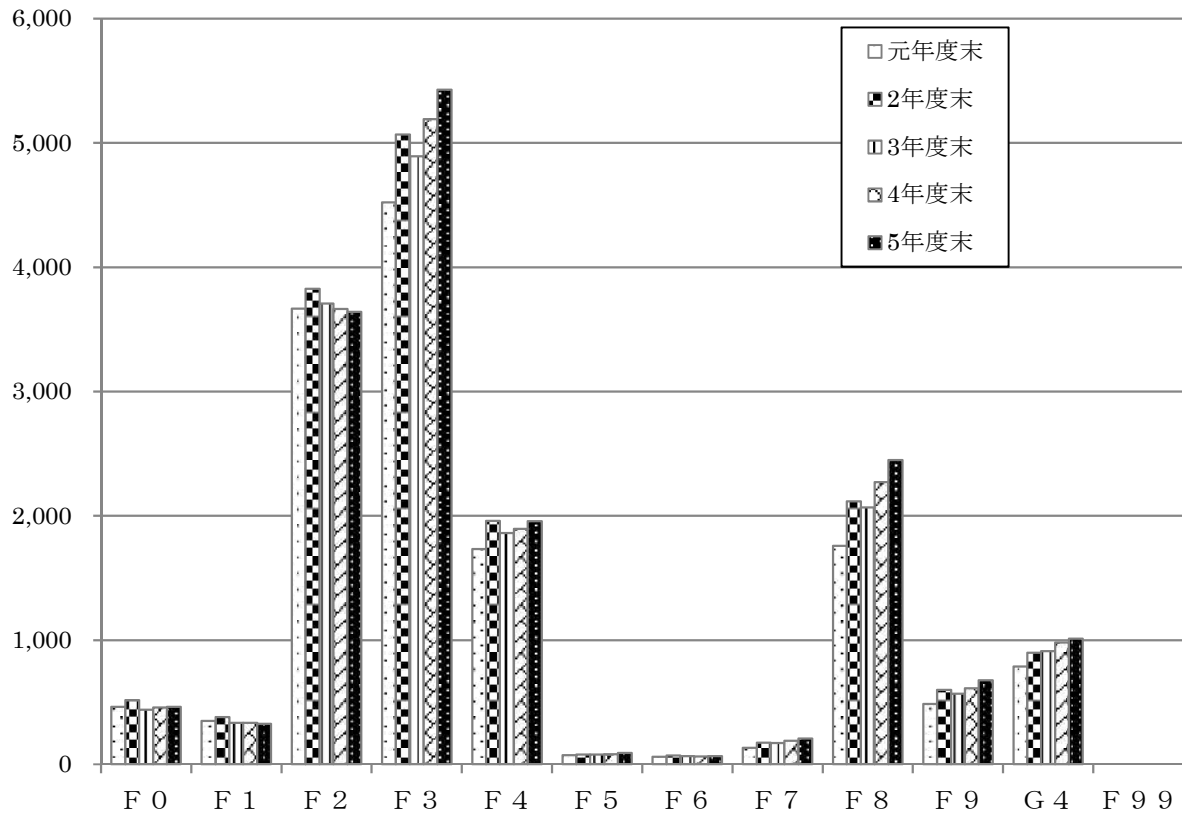
※審査保留は延べ件数

◆自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

障 害 名	ICD コード	元年度 末	2年度 末	3年度 末	4年度 末	5年度 末
症状性を含む器質性精神障害	F 0	462	517	440	457	462
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 1	349	381	334	334	327
統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	F 2	3,666	3,826	3,708	3,664	3,640
気分（感情）障害	F 3	4,522	5,068	4,893	5,192	5,428
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 4	1,733	1,960	1,862	1,894	1,956
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 5	74	80	79	83	93
成人のパーソナリティおよび行動の障害	F 6	62	71	66	63	66
精神遅滞（知的障害）	F 7	134	175	171	190	209
心理的発達の障害	F 8	1,758	2,116	2,068	2,270	2,450
小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 9	487	600	570	612	678
てんかん	G 4 0	788	899	910	981	1,013
その他の精神障害	F 9 9	0	0	0	0	0
合 計		14,035	15,693	15,101	15,740	16,322

受給者数

自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移



11 入院者訪問支援事業

(1) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 23 号）第 35 条の 2
- ・岡山市入院者訪問支援事業実施要綱

(2) 概要

精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定されるものからの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする事業。

令和 6 年 4 月 1 日の改正精神保健福祉法施行により法定化（任意事業）されたが、当市は令和 5 年度からモデル事業として他都市に先行して実施した。

この事業は、適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託して実施している。

(3) 訪問支援員養成研修

7 月・11 月の 2 回実施 1 回あたり 2 日の（講義+演習）研修を修了し、「入院者訪問支援員」として登録した者 51 人

(4) 訪問支援員の派遣

電話相談受付件数 46 件（毎週金曜日午後）
訪問支援員派遣件数 21 件

(5) 事業の周知

市内精神科病院（8 病院）において説明会を開催。事業の趣旨説明、ポスターの病棟への掲示、チラシの患者への配布と患者への事業の説明を依頼した。

(6) 実務者会議の開催

個別支援のあり方や課題について、この事業の円滑な推進と更なる充実を図ることも目的とし、訪問支援員、精神科病院関係者等が協議するための会議 1 回開催

(7) 推進会議の開催

実務者会議の結果を受けて、この事業の実施内容の検討や見直しを行い、病院管理者等関係者の合意形成を図るための会議 1 回開催